

議案第 36 号

上越市若竹寮条例の一部改正について

上越市若竹寮条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市若竹寮条例の一部を改正する条例

上越市若竹寮条例（平成 20 年上越市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「56 人」を「48 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。